

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第3号

大和市寄附条例及び大和市基金条例の一部を改正する条例

(大和市寄附条例の一部改正)

第1条 大和市寄附条例（平成19年大和市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「寄附を通して市民の意向を直接的に反映した施策の展開」を「本市を応援するためになされた寄附の活用」に、「高めていく」を「高め、及び本市の持続可能な発展に寄与する」に改める。

第2条を次のように改める。

(寄附を活用する事業の指定)

第2条 寄附金及び寄附金以外の寄附（以下「寄附金等」という。）を活用する事業は、別表に掲げるとおりとする。

2 寄附者は、その寄附金等を活用する事業を、別表に掲げる事業のうちから指定することができるものとする。

3 この条例に基づいて収受した寄附金等の寄附のうち、前項の規定による事業の指定がないものについては、市長が当該事業の指定を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、用途を指定して寄附金等を募ることができる。この場合において、この規定に基づき収受した寄附金等が、当該用途による活用を果たしてなお残存したときは、別表第1号に掲げる事業で活用するものとする。

第3条第1項を次のように改める。

寄附者から収受した寄附金は、寄附者が指定し、又は前条第3項の規定により市長が指定した別表に掲げる事業の区分に応じ、同表に定める基金により管理運用する。ただし、前条第4項の規定に基づき収受した寄附金は、大和市応援基金で管理運用する。

第3条第2項中「市長は、」の次に「寄附者の意向を反映するために必要があると認める場合その他」を加える。

第4条及び第5条を削り、第6条を第4条とし、第7条から第9条までを2条ずつ繰り上げる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条、第3条関係）

事業	左の事業での活用を指定した寄附金を管理運用する基金
1 大和市応援事業	大和市応援基金
2 子ども・子育て支援事業	
3 教育充実・奨学金給付事業	
4 保健福祉の充実事業	
5 生涯学習・スポーツ振興事業	
6 市民生活・商工農・まちづくり事業	
7 市民活動の推進事業	新しい公共を創造する市民活動推進基金
8 芸術及び文化活動の振興事業	大和市文化振興基金
9 自然環境の保全及び緑化の推進事業	大和市みどり基金

(大和市基金条例の一部改正)

第2条 大和市基金条例(平成19年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号を次のように改める。

(1) 大和市応援基金 大和市寄附条例(平成19年大和市条例第10号)別表第1号から第6号までに掲げる事業に必要な資金を積み立てること。

第1条第2号中「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例(平成14年大和市条例第20号)に基づく市民活動を推進するため」を「大和市寄附条例別表第7号に掲げる事業」に改め、「を目的とする」を削り、同条第3号から第9号までを削り、同条第10号中「を目的とする」を削り、同号を同条第3号とし、同条第11号中「を目的とする」を削り、同号を同条第4号とし、同条第12号中「まちづくり基金」を「施設整備基金」に改め、「を目的とする」を削り、同号を同条第5号とし、同条第13号中「を目的とする」を削り、同号を同条第6号とし、同条第14号中「を目的とする」を削り、同号を同条第7号とする。

第2条中「の額及び基金として繰り出す額又は」を「に」に改め、同条第1号中「新規施策推進基金、奨学基金、青少年健全育成基金、農業振興基金、保健福祉基金、国際化基金、生涯学習振興基金、文化会館建設基金及びまちづくり基金」を「大和市応援基金及び施設整備基金」に改める。

第4条第1項中「第1条第3号」を「第1条第1号から第5号まで」に改め、「当該年度の奨学金及び」及び「充当又は」を削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1条第13号」を「第1条第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第1条第14号」を「第1条第7号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(大和市寄附条例の一部改正に伴う経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大和市寄附条例(以下「新寄附条例」という。)の規定は、施行日以後に收受した寄附金及び寄附金以外の寄附(以下「寄附金等」という。)について適用する。

3 施行日前に收受した寄附金のうち、第1条の規定による改正前の大和市寄附条例(以

下「旧寄附条例」という。) 第5条第1項又は第2項の規定により、旧寄附条例第2条第2号、第14号又は第16号に掲げる事業(次項において「特定事業」という。)を指定して寄附されたものは、施行日以後、次の各号に掲げる当該指定された事業の区分に応じ、新寄附条例第2条第2項から第4項までの規定により当該各号に定める事業を指定して寄附されたものとみなして、新寄附条例の規定を適用する。

(1) 旧寄附条例第2条第2号に掲げる事業 新寄附条例別表第7号に掲げる事業

(2) 旧寄附条例第2条第14号に掲げる事業 新寄附条例別表第8号に掲げる事業

(3) 旧寄附条例第2条第16号に掲げる事業 新寄附条例別表第9号に掲げる事業

4 施行日前に收受した寄附金(特定事業を指定して寄附されたものを除く。次項において同じ。)については、令和8年9月30日(以下「旧基金廃止日」という。)までの間は、なお従前の例により、旧寄附条例第3条第1項各号に定める基金で管理運用する。

5 施行日前に收受した寄附金は、旧基金廃止日の翌日以後、次の各号に掲げる旧寄附条例第5条第1項又は第2項の規定により指定された事業の区分に応じ、新寄附条例第2条第2項から第4項までの規定により当該各号に定める事業を指定して寄附されたものとみなして、新条例の規定を適用する。

(1) 旧寄附条例第2条第1号、第6号、第7号、第9号、第15号及び第17号に掲げる事業 新寄附条例別表第6号に掲げる事業

(2) 旧寄附条例第2条第3号及び第4号に掲げる事業 新寄附条例別表第3号に掲げる事業

(3) 旧寄附条例第2条第5号に掲げる事業 新寄附条例別表第2号に掲げる事業

(4) 旧寄附条例第2条第8号に掲げる事業 新寄附条例別表第2号又は第4号に掲げる事業

(5) 旧寄附条例第2条第10号から第13号までに掲げる事業 新寄附条例別表第5号に掲げる事業

(6) 旧寄附条例第2条第18号に掲げる事業 新寄附条例別表第1号に掲げる事業

6 施行日前に收受した寄附金以外の寄附の運用については、施行日以後も、なお従前の例による。

(大和市基金条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第2条の規定による改正前の大和市基金条例(次項において「旧基金条例」という。)第1条第1号及び第3号から第9号までの規定は、旧基金廃止日までの間は、なおその効力を有する。

- 8 旧基金条例第1条第1号及び第3号から第9号までに掲げる基金（次項において「旧基金」という。）に係る基金に積み立てる額及び運用益金の処理については、旧基金廃止日までの間は、なお従前の例による。
- 9 旧基金廃止日に旧基金に属している現金及び有価証券は、旧基金廃止日の翌日以後、第2条の規定による改正後の大和市基金条例第1条第1号に掲げる大和市応援基金に属するものとする。